

# ワンストップ特例申請書 記入例

※平成30年分の特例申請書は平成31年1月10日甲賀市必着で提出してください。  
 ※記載内容に間違いがあれば訂正印を用いて修正してください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 30 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
 道府県民税

提出日を記入してください。 捺印してください。

平成 30 年 10 月 2 日	整理番号	
滋賀県 甲賀市長 殿	フリガナ	コウカ タロウ
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町 水口6053番地	氏名	甲賀 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">甲賀</span>
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0
電話番号 0748-69-2105	性別	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">男</span> 女
	生年月日	男・大 昭 平 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">昭</span> 48・10・2

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続）の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をい

マイナンバー（個人番号）をご記入ください。  
 また、申請書とあわせて本人確認書類等の提出が必要となります。詳しくはホームページをご確認ください。

1項（第8項）の規定を受けようとするとき  
 1月10日までに、申告特

申告の特例の適用を受けるために申請を行った日から、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

受領証明書に記載の受領年月日と寄附金額を記入してください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 30 年 10 月 2 日	30,000 円

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である <small>（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、地方税法附則第7条第1項第1号に定められる者をいいます。</small>	<input checked="" type="checkbox"/>
①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。	確定申告及び住民税申告をする必要のない方のみ、チェックしてください。※確定申告又は住民税申告をされる場合は、この用紙を提出する必要はありません。
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である <small>（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受ける寄附金の長数の数が5以下である者です。</small>	<input checked="" type="checkbox"/>
	その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下である場合のみチェックをしてください。 （寄附回数ではなく、寄附先の自治体数です。）

平成 30 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
 道府県民税

住所	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地	受付日付印
氏名	甲賀 太郎 殿	

ご記入後、記入事項、添付書類を確認の上、下記へ送付ください。  
 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
 甲賀市役所 総合政策部 政策推進課

滋賀県 甲賀市